

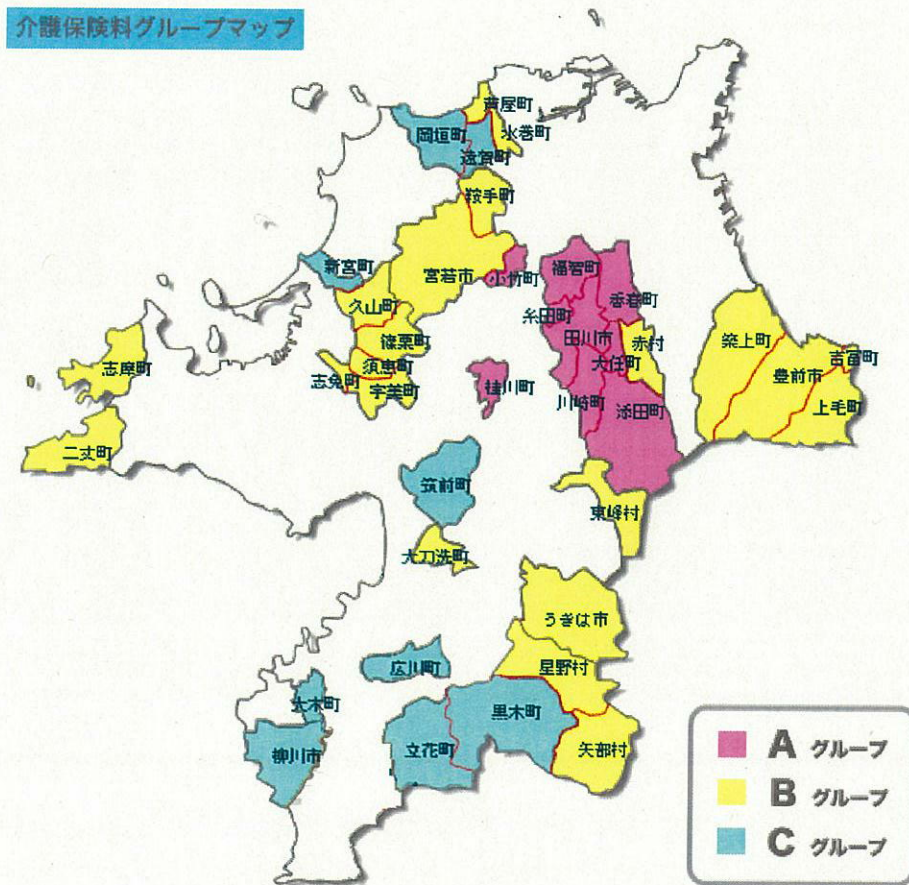
グループ別保険料について

1 グループ別保険料の意義

構成市町村間の高齢者1人当たりの給付費の格差による不公平感を緩和するために、構成市町村をA、B、Cの3グループに分けて、給付費の多いところは高く、給付費の少ないところは低く保険料を設定する「グループ別保険料」を導入した。

2 グループ別保険料の考え方

高齢者1人当たりの給付費を偏差値に換算し、Bグループが全体の50%を占めるよう、グループ分けを行った。



(平成20年12月現在)

グループ別市町村数

	市	町	村	合計
Aグループ	1	8		9
Bグループ	3	14	4	21
Cグループ	1	8		9
合計	5	30	4	39